

ご利用の皆さまへ

「利用者登録カード」有効期限更新のご案内

平素より、吹田市立市民センター4館をご利用頂き、誠にありがとうございます。

団体代表者及び、担当者の皆さまにおかれましては、「吹田市公共予約システム」にて各館貸室のご予約等をされているかと存じます。つきましては、標記にあります「利用者登録カード」の有効期限更新方法を、ご案内させていただきます。

※有効期限が切れますと、吹田市公共予約システムへのログインができなくなり、貸室のご予約や抽選予約等において制限がかかります。各団体の登録カードに記載されています有効期限をご確認頂き、更新のお手続きを宜しくお願い致します。

※万が一、有効期限が切れた場合であっても、下記と同様の更新手続きを行うことで制限を解除できます。

更新手続きの方法について

①原則、利用者登録を行った施設の窓口にて、更新手続きを行うようお願い致します。

※利用者登録を行った施設（登録会館）は、利用者登録時に配布する「利用者登録内容通知書」に記載しております。

②「利用者登録内容通知書」に記載されている代表者の方が、窓口にお越しく下さい。

③受付窓口にて、代表者の本人確認書類（身分証明書）をご掲示ください。

その後、同一窓口にて新たに「利用者登録内容通知書」を発行致します。

※更新前の「利用者登録内容通知書」に関しましては、団体さまにて破棄していただきますようお願い致します。

吹田市立岸部・豊一・千里丘市民センター・山田ふれあい文化センター